

「上三川町地域公共交通整備計画」素案に対して寄せられたご意見等の概要並びにそれに対する町の考え方について

「上三川町地域公共交通整備計画」素案については、平成23年12月19日から平成24年1月17日までホームページ等を通じて意見を募集したところ、様々なご意見等をいただきました。ご協力に厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいた主なご意見とそれらに対する町の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、パブリック・コメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますのでご了承ください。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
1	カタカナ表記や専門用語を、分かりやすい言葉に換えたり、注釈を入れるなどの配慮が必要ではないか。	注釈を入れることにより、より分かりやすい計画になるよう配慮します。
2	表紙には公表した年月を表記するのではなく、実施期間を表記した方が良いのではないか。	表紙には策定された年月を表記し、実施期間(計画期間)については本文中に記載することとします。
3	「地域公共交通」とはどこまでの交通手段を定義しているのか、解説があってもいいのではないか。	注釈を入れることにより、より分かりやすい計画になるよう配慮します。
4	計画を策定するにあたり、公共機関、医療機関、商業施設などでの聞き取り調査や、自治会での説明会や懇談会を実施し、利用者目線でのマーケティング・リサーチを行ったうえで、有識者やパブリック・コメントで出された意見を参考にすればよかったのではないか。	事前に行う住民ニーズの最も効果的な把握方法としてアンケート調査を実施しました。今後は、パブリック・コメントで出されたご意見等を参考に素案を見直し、計画を策定します。
5	P8に「高齢社会の進展」という表記があるが、「高齢化進行」や「高齢化の加速」などの表記のほうが良いのではないか。	「高齢社会の進展に対応すべく」を「高齢社会に対応すべく」に改めます。
6	P8 4-2の表記に出てくる「移動手段の確保」と「アクセス」を使い分けた理由は何か。	「アクセス」を「移動手段の確保」に改めます。
7	「実証運行」という表記を、「実験運行」、「試験運行」、「社会実験」といった表記に改めたほうが実施形態や内容に合致するのではないか。	栃木県生活交通対策協議会が作成した「とちぎ生活交通ネットワークガイドライン」の表記に合わせて、『実証運行』とします。
8	P10で「計画期間」という表記と「整備計画期間」という表記で内容の違いはあるのか。	「計画期間」に統一します。
9	平成27年度に策定を予定している新たな地域公共交通整備計画とは、デマンド交通による地域公共交通を継続、または、別な交通手段の検討や、新たな交通手段の模索をも視野に入れているということか。地域公共交通そのものを廃止することは視野に入れていないのか。行政が直接的に関与する交通手段にこだわらなくても良いのではないか。	実証運行の点検や町民の要望等を踏まえて、予断無く検討していきます。
10	P11に計画を適宜点検し見直す旨の表記があるが、「適宜」ではなく「半年に一度、定期的に行う」などといった積極的かつ明確な表記とし、運行主体や運行事業者、地域公共交通会議などと情報交換や意見交換を行うべきではないか。	柔軟に見直しができるよう「適宜」とします。関係機関との情報交換や意見交換は、今後も積極的に行っていきます。

番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
11	P11目的地の表記は、正式名称とすべきではないか。また、店名を表記するのではないか。	場所を特定できるように改めます。
12	商業施設や医療機関の多い宇都宮インターパーク全域についても、運行区域に含めてはどうか。	町外については、民業の圧迫につながる恐れがあるので、アンケート調査の結果を踏まえて最小限としています。
13	P12一般的に「平日」とは土日祝祭日を除いていると解釈されるので、年末年始以外の表記はいらぬのではないか。また、「祝日」ではなく「祝祭日」ではないか。	より分かりやすくするため、「運行日は平日とし、土曜、日曜、祝日、振替休日及び年末年始(12/29~1/3)を除くものとする。」とします。
14	オペレーター業務を運行事業者が行えば年中無休となり、利便性が向上するのではないか。	運行に掛かる経費を負担する町の財政面や、休日等は家族が運転する車が利用できることなどを総合的に検討した結果、運行日を限定したものであり、計画のとおりとします。
15	P12【表-1】で「上三川町内」、「上三川町⇄町外」といったように表記が統一されておらず、さらには「上三川町」と特定しなくても良いのではないか。	「上三川町内」を「町内」、「上三川町⇄町外」を「町内⇄町外」に改めます。
16	運行計画では、大人の年齢制限がありません。一般者の利用を制限するために、予約時または利用時に利用対象者か否かの確認方法をどのようにするのか。年齢制限された障害者や妊産婦の利用はできるのか。	公共交通なので、年齢による制限はありません。デマンド交通は登録制によるので、利用するには事前の登録が必要です。
17	想定利用者数を50人とした根拠を明確にしてほしい。	巡回バスの利用状況と先進自治体の利用実績を参考に想定しました。
18	車両の調達、運転手の身分や勤務形態はどのようになるのか。また、運行事業者から毎月、運行主体を経由して町に実績報告をするように明記しては如何か。	
19	受付、スケジュール調整、手配などの具体的な運用方法、経費や運賃収入に関する収支計画が明記されていないが、素案に盛り込まずにパブリック・コメントに諮ったことに何か理由はあるか。	本計画には、計画を実施するための基本的な事項を記述しました。詳細については、整備計画を策定した後に決定していきます。
20	予約方法について明確になっていないが、どうなるのか。	
21	運行開始後、利用者に対して電話による聞き取り調査を実施し、運用改善に生かしては如何か。	調査方法については、今後検討していきます。
22	オペレーターは運行事業者に委託してはどうか。	その方向で検討しています。
23	利用者の偏りをなくすため、利用回数を制限してはどうか。	公共交通ですので、制限する考えはありません。